

北部家畜保健衛生所

# やんばる便り

令和6年3月発行

名護市字名護4606-4  
TEL (0980) 52-2939 FAX (0980) 53-3311

～ 家畜(家きん)飼養者のみなさま ～

## 定期報告書の提出をお願いします

### 定期報告書とは…

特定家畜伝染病の発生やまん延を防ぐため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜(家きん)飼養者が提出する必要のある報告書です。

毎年2月1日現在の飼養状況を県知事に報告することになっています。



### 対象者

次の動物を**1頭(1羽)以上**飼養している方

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

### 提出書類

※家畜(家きん)の飼養頭羽数によって提出する書類の数が変わります。  
詳細は北部家保ホームページをご覧ください。

- ① 家畜(家きん)飼養者の基本情報
- ② 飼養衛生管理基準の遵守状況
- ③ その他(農場平面図、埋却地情報など)

### 提出方法

- ① 持参・郵送 : 沖縄県北部家畜保健衛生所宛
- ② FAX : 0980-53-3311

### 期限

毎年 4月15日(牛、豚、馬、山羊など)  
6月15日(家きん類)

北部家保

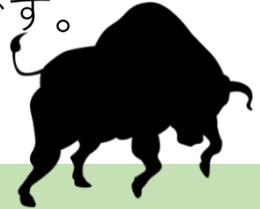


ホームページ

# 農家・死亡牛関連業者の皆様

**令和6年4月1日からBSEの検査対象牛が変更になります。**

- **BSEを疑う症状※**を呈した牛のみが検査対象です。
- これまで検査対象であった96ヶ月齢以上の**一般的な死亡牛は検査対象外**になります。



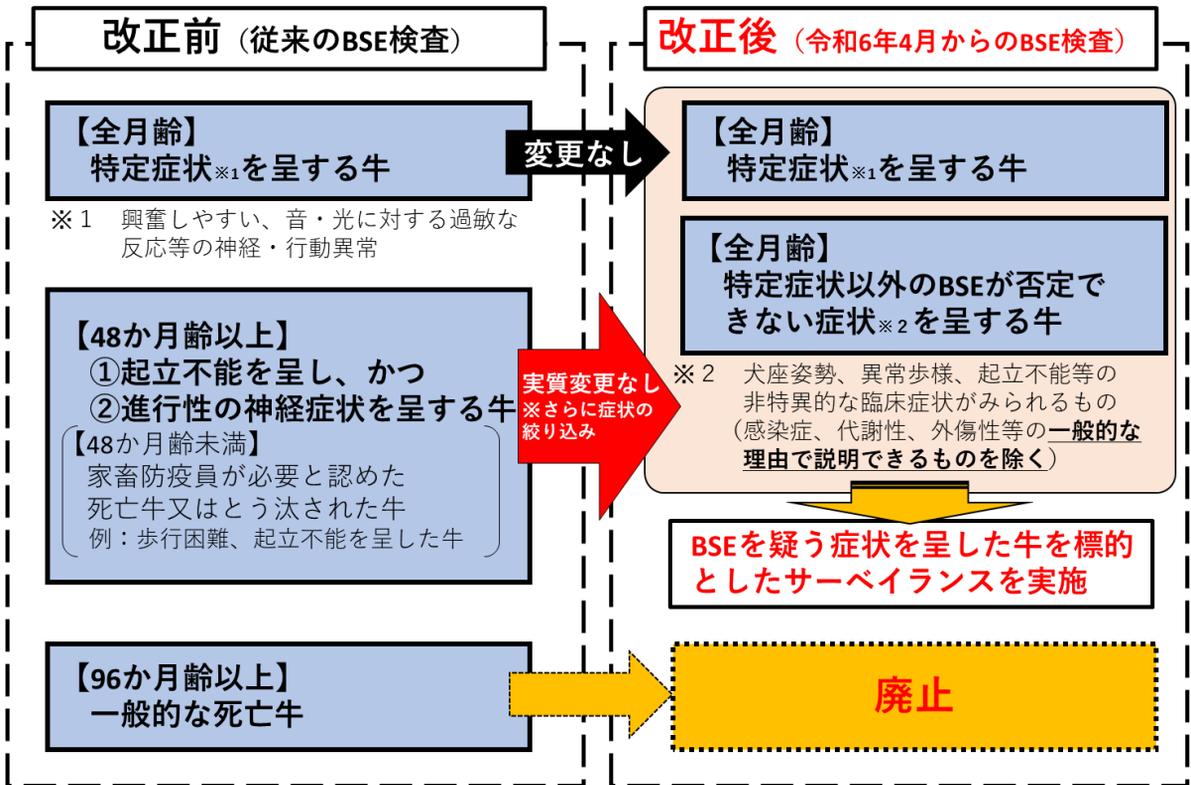
## ※BSEを疑う症状（例）

興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の**神経・行動異常**や感染症など**一般的な理由で説明できない**犬座姿勢、異常歩様、起立不能等

上記の症状など異常が見られた場合には、NOSAI家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等に連絡してください。検査対象牛と判断された場合は家畜保健衛生所で材料を採取します。

**検査手数料は20,000円**です。

## BSEサーベイランスの対象となる牛



農林水産省消費・安全局動物衛生課作成資料より

**【問い合わせ先】** 沖縄県北部家畜保健衛生所

住所：名護市字名護4606-4 TEL：0980-52-2939

# 牛異常産ワクチンのお知らせ

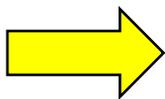
異常産の原因となるウイルスから牛を守るために

牛の流行性異常産の原因ウイルスは、吸血昆虫(ヌカカ)によって媒介され、夏～秋に流行します。アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病、ピートンウイルス感染症などの予防には母牛へのワクチン接種が有効です。



## 家畜保健衛生所取り扱い異常産関連ワクチン

ワクチンの種類	予防できる病気	備考	手数料
アカバネ病 生ワクチン	アカバネ病	年1回接種	900円/頭
3種混合 不活化ワクチン	アカバネ病 アイノウイルス感染症 チュウザン病	初年度:2回接種 (1ヶ月間隔) 翌年以降:年1回	1,400円/回 2回接種 ↓ 2,800円/頭
4種混合 不活化ワクチン	アカバネ病 アイノウイルス感染症 チュウザン病 ピートンウイルス感染症		2,000円/回 2回接種 ↓ 4,000円/頭



対象:6ヶ月齢以上の未経産牛

経産牛についてはかかりつけの獣医師にご相談ください。

※以下の牛については接種できません

- ①当日健康不良が認められた牛
- ②分娩前後1ヶ月以内の牛
- ③治療中の牛
- ④導入・移動直後の牛
- ⑤種付け1週間前～種付け後1カ月(妊娠鑑定前)の牛

問い合わせ先:北部家畜保健衛生所 (TEL:0980-52-2939)

申し込み先:各市町村の畜産担当部署

令和5年

家畜人工授精所を開設している皆様

# 運営状況報告書の提出をお願いします

家畜改良増殖法第34条の規定により、家畜人工授精所の開設者は家畜人工授精所の運営状況を報告することが義務付けられています。

## 報告対象

### ① 特定家畜人工授精用精液等に係る業務

特定家畜人工授精用精液等とは、  
下の品種に該当する牛の家畜人工授精用精液および家畜受精卵のこと

- (1) 黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種
- (2) (1)に掲げる品種間の交雑の品種
- (3) (1)と(2)に掲げる品種と(2)に掲げる品種との交雑の品種

### ② 特定家畜人工授精用精液等以外の家畜人工授精用精液又は家畜受精卵に係る業務

## 対象期間

令和5年1月1日から12月31日(12カ月間)

書類はこちら



## 提出様式

- 様式第28号 (特定家畜人工授精用精液等を取り扱う場合)
- 様式第29号 (特定家畜人工授精用精液等を取り扱わない場合)

## 報告期限

令和6年4月30日まで

## 提出方法

- ① 持参・郵送 : 沖縄県北部家畜保健衛生所宛て
- ② FAX : 0980-53-3311